

公立大学法人横浜市立大学利益相反マネジメント規程

制 定 平成19年 6 月 1 日規程第151号

最近改正 令和 3 年10月 1 日規程第55 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学利益相反ポリシーの定めに基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の教職員が、産学官連携活動やその他の社会貢献活動を行う上での利益相反を適正にマネジメントするため必要な事項を定めることにより、本学として社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 本学の役員
- (2) 本学の常勤の教職員
- (3) その他第 4 条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第 3 条 利益相反マネジメントは、教職員が企業及び団体（以下「企業等」という。）から一定額の金銭若しくは便宜の供与又は株式等の経済的利益を得る場合であって、かつ、次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

- (1) 企業等との産学官連携活動やその他の社会貢献活動を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (3) 教職員の指導により、本学の学生等を企業等の業務に従事させる場合
- (4) 公立大学法人横浜市立大学発ベンチャーの支援に関する規程第 2 条に規定する企業等が、同規程第 4 条に定める本学の支援を得る場合

第 2 章 利益相反マネジメント委員会

(設置)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反ガイドラインの決定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること。
- (3) 利益相反管理のための調査に関すること。
- (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
- (5) その他利益相反に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 6 条 委員会の委員は、公立大学法人横浜市立大学経営方針会議規程第 3 条に定める者とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 委員会が必要と認めるときは、その審議する事案に関して専門的知識・経験等を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第3章 利益相反アドバイザー機関

(組織)

第7条 委員会は、ガイドラインの設定等について、部局の状況に応じて個別に利益相反アドバイザー機関（以下「アドバイザー機関」という。）を設けることができる。

- 2 アドバイザー機関は、当該部局の教職員に関する利益相反ガイドラインの制定及び改廃、その他の利益相反の管理に関する当該部局における施策の検討を行う。
- 3 アドバイザー機関の委員の中で指名された者は、当該部局の教職員に関する利益相反に関する審査を行うものとする。

第4章 利益相反マネジメントの実施方法

(申出)

第8条 教職員は、第3条に定める対象となる事例について、委員会又はアドバイザー機関に対し、所定の時期に又は該当事例の発生前に申出を行う。

(審査、回避要請等)

第9条 委員会又はアドバイザー機関は、前条の申出に関し、必要な助言又は利益相反状況に関する回避要請等の指導を行う。

(不服申立て)

第10条 前条の規定により回避要請等の指導を受けた教職員は、その内容について不服のある場合には、委員会に対し不服申立てを行うことができる。

- 2 委員会は、前項の不服申立ての内容について審査を行い、アドバイザー機関及び不服申立てを行った教職員に対しその旨を通知しなければならない。

(外部からの指摘への対応)

第11条 第8条の規定により申出を行った教職員に対し、外部から利益相反の指摘があったときは、委員会及び第13条で規定する事務担当が、学長及び当該教職員の所属する部局長と対応を協議し、本学として必要な説明を行う。

第5章 秘密の保持

(委員等の義務)

第12条 委員会及びアドバイザー機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

- 2 第6条第7項の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事

務を行う者については、前項の規定を準用する。

第6章 事務

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究推進部で行う。アドバイザー機関に関する事務は、別途定める。

第7章 雑則

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第54号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。